砂防関係事業の概要

-OUTLINE OF SABO WORKS-

令和８年度

国土交通省　砂防部

CONTENTS

●令和8年度　砂防関係事業体系図　・・・・・　1
●令和8年度　新規･改訂内容　・・・・・　2
●令和8年度　事業別概要　・・・・・　4
●砂防関係事業の推移　・・・・・　64

●令和8年度　事業別概要

直轄事業（P4～）

●砂防事業
　砂防事業
　火山砂防事業
　砂防管理
　特定緊急砂防事業

●地すべり対策事業
　地すべり対策事業
　特定緊急地すべり対策事業

●総合流域防災事業
　総合流域防災対策事業

補助事業（P12～）

●補助砂防事業
　砂防激甚災害対策特別緊急事業
　火山砂防激甚災害対策特別緊急事業
　特定緊急砂防事業

●補助地すべり対策事業
　地すべり激甚災害対策特別緊急事業
　特定緊急地すべり対策事業

●特定土砂災害対策推進事業
　大規模特定砂防等事業
　事業間連携砂防等事業
　砂防メンテナンス事業
　まちづくり連携砂防等事業

交付金対象事業（P28～）

●交付金の概要
●砂防事業
　通常砂防事業
　火山砂防事業
　火山噴火緊急減災対策事業
●地すべり対策事業
　地すべり対策事業
●急傾斜地崩壊対策事業
　急傾斜地崩壊対策事業
●総合流域防災事業
　砂防事業等
　　・砂防事業
　　・地すべり対策事業
　　・急傾斜地崩壊対策事業
　　・雪崩対策事業
　情報基盤総合整備事業
　　・情報基盤整備事業
　　・土砂災害情報共有システム整備事業
　　・土砂災害リスク情報整備事業
　砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査
●市街地整備事業
　都市防災推進事業
　　・盛土緊急対策事業

災害関連事業（P42～）

砂防災害関連緊急事業及び特定災害復旧等砂防工事（直轄）
災害関連緊急砂防事業
地すべり対策災害関連緊急事業及び特定災害復旧等地すべり防止工事（直轄）
災害関連緊急地すべり対策事業
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）
災害関連緊急雪崩対策事業
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

さまざまな砂防関係事業（P53～）

ふるさと砂防事業
都市山麓グリーンベルト整備事業
かわまちづくり支援制度
砂防堰堤機能増進事業
セイフティ・コミュニティモデル事業
砂防ランドスペース創出事業
雪対策砂防モデル事業
特定利用斜面保全事業
特定地下水関連地すべり対策事業
水と緑豊かな渓流砂防事業

令和８年度　砂防関係事業体系図

- **砂防事業費**
  - 砂防事業費
    - 砂防事業
    - 火山砂防事業
  - 砂防管理費
  - 特定緊急砂防事業費
  - 砂防事業調査費
  - 急傾斜地崩壊対策等事業調査費
  - 地すべり対策事業費
  - 特定緊急地すべり対策事業費
  - 特定緊急砂防事業費補助
  - 砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助
    - 砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助
    - 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助
  - 特定緊急地すべり対策事業費補助
  - 地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助
  - 特定土砂災害対策推進事業費補助
    - 大規模特定砂防等事業費補助
    - 事業間連携砂防等事業費補助
    - 砂防メンテナンス事業費補助
    - まちづくり連携砂防等事業費補助

- **総合流域防災事業費**
  - 総合流域防災対策事業費
  - 総合流域防災対策事業調査費

- **河川等災害関連事業費**
  - 河川等災害関連緊急事業費
    - 砂防災害関連緊急事業
    - 地すべり対策災害関連緊急事業
  - 河川等災害関連事業費補助
    - 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
  - 災害関連緊急砂防事業費補助
    - 災害関連緊急砂防事業
    - 災害関連緊急地すべり対策事業
    - 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
    - 災害関連緊急雪崩対策事業
    - 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業

- **社会資本総合整備事業費**
  - 社会資本整備総合交付金
  - 防災・安全交付金

- **沖縄振興公共投資交付金**
  - 沖縄振興公共投資交付金

※内閣府所管

凡例

直轄	：直轄事業
補助	：補助事業
交付金	：社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
沖縄振興	：沖縄振興公共投資交付金

●令和8年度の新規・改訂内容等

補助

【特定緊急地すべり対策事業の拡充】

令和6年能登半島地震により多数の地すべりが発生したことなどを踏まえ、短期的・集中的な対策が必要とされる地すべりについて、災害発生斜面等における対策工事を速やかに実施できるよう、災害関連緊急事業に続いて行われる**特定緊急地すべり対策事業の対象範囲を上部斜面以外にも拡大**。

背景・課題

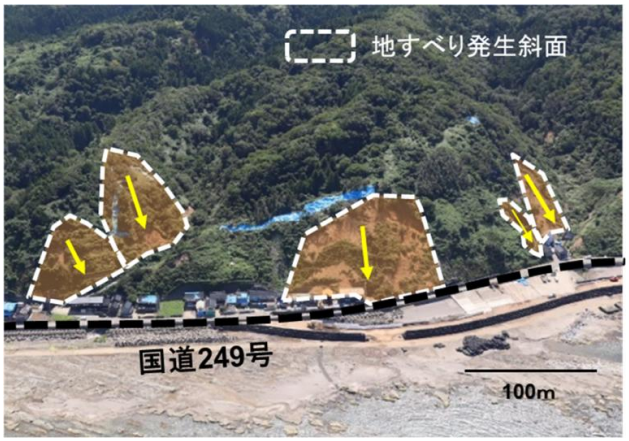

R6能登半島地震に伴い、
国道249号沿いにて発生した地すべり災害

地すべりにより、緊急輸送路等の重要な保全対象に被害が発生。

⇩

発災後は、緊急対策（災害関連緊急地すべり対策事業（以下、災関事業））と、短期・集中的な対策（特定緊急地すべり対策事業（以下、特緊事業））を組み合わせて、速やかに対策を実施する必要。

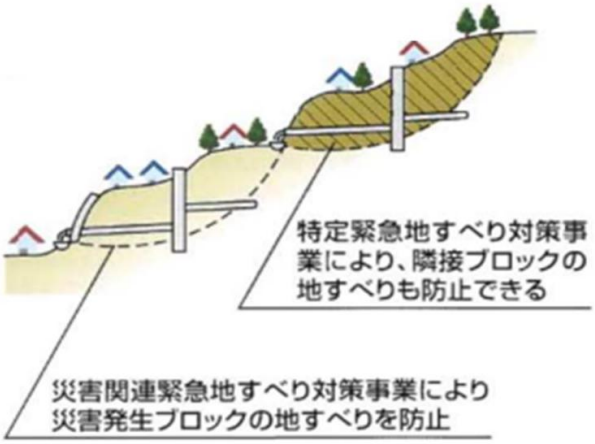

現行制度の運用例

＜拡充前の制度＞

【採択基準】
風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又は、ぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、集水ボーリング工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。

新たな制度による対応

災害発生斜面内における一連工事を災関事業後も集中的に実施できるよう、特緊事業の採択要件から**「隣接する上部斜面」の限定を解除し、事業対象範囲を拡大。**

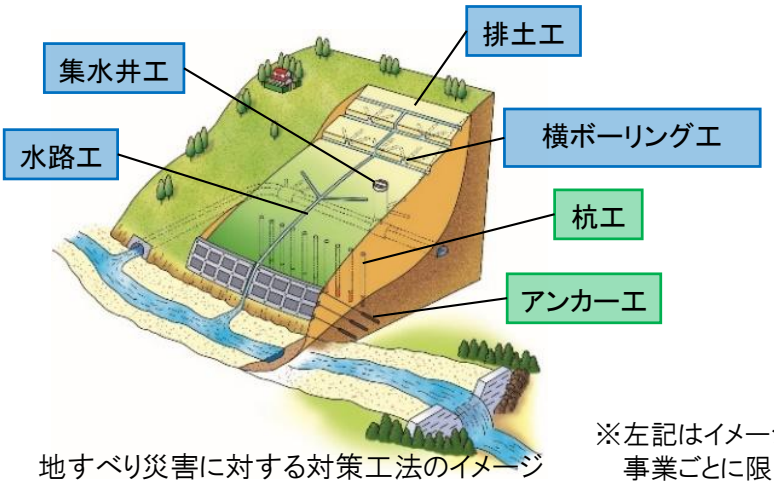

地すべり災害に対する対策工法のイメージ

抑制工

緊急的に実施する対策工法（主に、災関事業で実施）

抑止工

抑制工のみでは対策が不十分な場合に実施する対策工法
（主に、特緊事業で実施）

※左記はイメージであり、実施可能な工法が事業ごとに限定されるものではない。

補助

【砂防メンテナンス事業の拡充】

UAV等のデジタル技術を用いた安全かつ効率的な施設点検等を支援するとともに、これまで支援の行き届いていなかった「雪崩防止施設」を新たに砂防メンテナンス事業の対象に追加することで、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全型メンテナンス」への転換を推進。

デジタル技術を活用したメンテナンス体制の確保

背景・課題

- 砂防関係施設は狭隘な山間部に位置しているため、他のインフラ施設と比べて、点検には危険が伴い、多くの時間と労力を要する。
- デジタル技術の活用により、安全かつ持続的なメンテナンス 体制を確保し、損傷が軽微な段階で修繕等を実施する、「予防保全型メンテナンス」へ転換し、ライフサイクルコストの 縮減を図る必要がある。

アクセスの悪い山間部における人力による目視点検

新たな制度による対応

目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検や自動点検導入など、UAV等のデジタル技術を用いた施設点検計画の策定（令和12年度まで）に関する事項に限り、「長寿命化計画」の変更として支援。

UAVの目視外自律飛行による点検

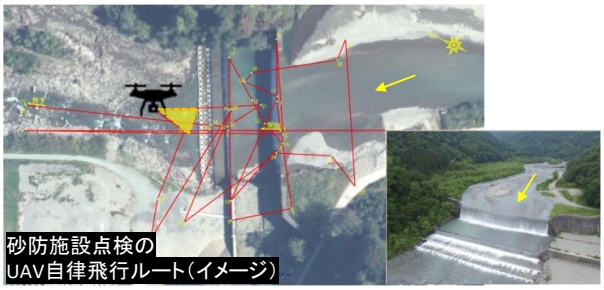
砂防施設点検のUAV自律飛行ルート（イメージ）

雪崩防止施設の老朽化対策

背景・課題

- 完成後30年以上を経過する雪崩防止施設は、10年後には全体の80%を占める見込み。
- 昨年度の記録的な積雪に伴い、一部の地域では雪崩災害が発生するとともに、施設の劣化が進行。
- 老朽化・劣化等により施設効果が適切に発揮されなかった場合、人的被害に直結するおそれがある。

新たな制度による対応

アンカーケーブルの腐食

雪崩防止施設の「長寿命化計画」の策定・変更（令和12年度まで）及び修繕・改築・更新等の老朽化対策を当該事業の対象に追加。

←雪崩予防柵のアンカーの損傷

直轄事業

直　轄

砂防

砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第6条、第14条

目　　的	事業内容
流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを主たる目的とする。	重荒廃地域、都市地域に重点をおいて、砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備を行う事業である。

採択基準等

砂防法第6条により、国土交通大臣の施行する砂防工事で、本川筋に著しく土砂を流送し、もしくは流送するおそれが顕著で、本川筋の河床維持上並びに公益保持上重大な影響を及ぼすもので、下記のうち少なくとも二以上に該当するもの

1. 荒廃状況
   流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の約1割を超えるもの
2. 流出土砂量
   大洪水の際に流送する土砂量がおおむね400,000㎥以上のもの
3. 事業費
   計画事業費がおおむね100億円以上のもの
4. 施行方法
   特に集中施行を要し、かつ高度の技術を要するもの
5. 影響する範囲及び程度
   本川筋の直轄改修区域あるいは重要都市に重大な土砂害を及ぼし、又は及ぼすおそれが顕著なもの
6. 以上のほか国土交通大臣が経費及び技術上の見地から、都道府県に施行させることが不適当と認めたもの

沿　革	国庫負担率	
・明治7年度より実施 ・昭和46年度より実施(北海道)	2/3	全国

●川原樋川床固工群(奈良県五條市)

直　轄　　砂防

火山砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第6条、第14条

目　　的	事業内容
火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、火山噴出物等の土砂流出による災害さらに火山噴火等に起因した火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂の流出による災害から人命、財産等を守ることを主たる目的とする。	土砂流出の著しい火山地域(火山地・火山麓地)及び火山活動の活発な火山地域に重点をおいて砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備を行う事業である。

採択基準等

砂防法第6条により、国土交通大臣の施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む)のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、下記のうち少なくとも二以上に該当するもの

1. 荒廃状況
   流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の約1割を超えるもの
2. 流出土砂量
   大洪水の際に流送する土砂量がおおむね400,000㎥以上のもの
3. 事業費
   計画事業費がおおむね100億円以上のもの
4. 施行方法
   特に集中施行を要し、かつ高度な技術を要するもの
5. 影響する範囲及び程度
   本川筋の直轄改修区域あるいは重要都市に重大な土砂害を及ぼし、又は及ぼすおそれが顕著なもの
6. 以上のほか国土交通大臣が経費及び技術上の見地から、都道府県に施行させることが不適当と認めたもの

沿　革	国庫負担率	
・平成元年度より実施	2/3	全国

●大淀川水系における活火山対策(宮崎県宮崎市)

直　轄　　砂防

砂防管理

砂防法〈明治30年法律第29号〉第6条、第14条

目　　的	事業内容
源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な渓流において国直轄で設置した砂防設備のうち、火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理を行うことを目的とする。	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する渓流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、直轄砂防管理を実施する砂防設備毎に設備の機能回復のために必要な除石及び補修等、その他砂防設備の軽微な補修や除草等を実施する。

採択基準等

砂防法第6条により、国土交通大臣の施行する砂防設備の管理で、源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な渓流において国土交通大臣が設置した砂防設備のうち、火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理であって、次の各号の一に該当するもの

1. 他の都道府県の利益を保全するもの
2. 利害関係が一の都道府県にとどまらないもの
3. 経費及び技術上の見地から、都道府県が実施することが不適当と認められるもので、別表で定めるいずれかの条件にあるもの

別表

継続的に年間十三万立方メートル程度以上の土砂流出があることによって被害が生じるおそれがあるもの
無人化施工による除石工事や遠隔からの高精度な変位量観測等、砂防設備の管理の実施に伴う安全の確保に高度な技術を要するもの

沿　革

- 平成20年度より実施
- 平成22年度より砂防設備維持、砂防設備機能回復に分割
- 平成24年度より砂防管理費に統合
- 令和2年度に採択基準を改正

国庫負担率

10/10	全国

左図：無人化施工操作室

右図：無人化施工重機

【無人化施工（高度な技術）による砂防管理】

【桜島における除石等による砂防設備の機能確保】

直　轄　　砂防

特定緊急砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第6条、第14条

目　　的	事業内容
甚大な土砂災害の発生に伴い、国土交通大臣が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続き実施する工事について、高度な技術力を必要とする場合に、国直轄により一定計画に基づき、短期的・集中的に砂防設備の整備を実施することにより、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図ることを目的とする。	天然ダムの決壊防止等、下流域の最低限の安全の確保に必要な箇所において砂防設備を整備する。

採択基準等

砂防法第6条により、国土交通大臣が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む）で、天然ダムの決壊や火山噴火等にともなう土石流等の大規模土砂災害による被害を防止・軽減するため、国直轄で実施した応急対策に引き続き、一定の計画に基づき緊急かつ集中的・重点的に実施する必要があるもの

沿　革

・平成21年度より実施

国庫負担率

2/3	全国

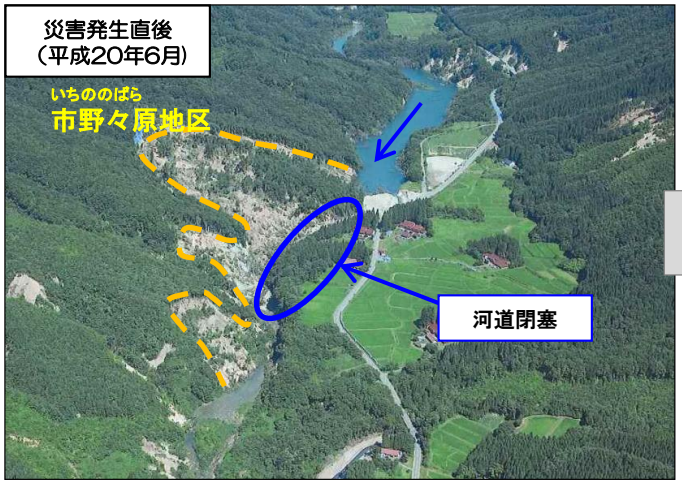

●平成20年6月岩手・宮城内陸地震における河道閉塞対策（岩手県一関市　市野々原地区）

直　轄　　地すべり

地すべり対策事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

目　　的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。

採択基準等

国土保全上特に重要な流域であって、次の各号の一に該当するもの

1. その流域が2府県以上にまたがるもの
2. その流域が1府県にとどまるものであっても、地すべりによる荒廃の程度が激甚で、下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるもの
4. 地すべり防止工事が高度の技術又は機械力を必要とするもの

沿　革	国庫負担率	
・昭和36年度より実施	2/3	渓流にかかる分
	1/2	その他の分

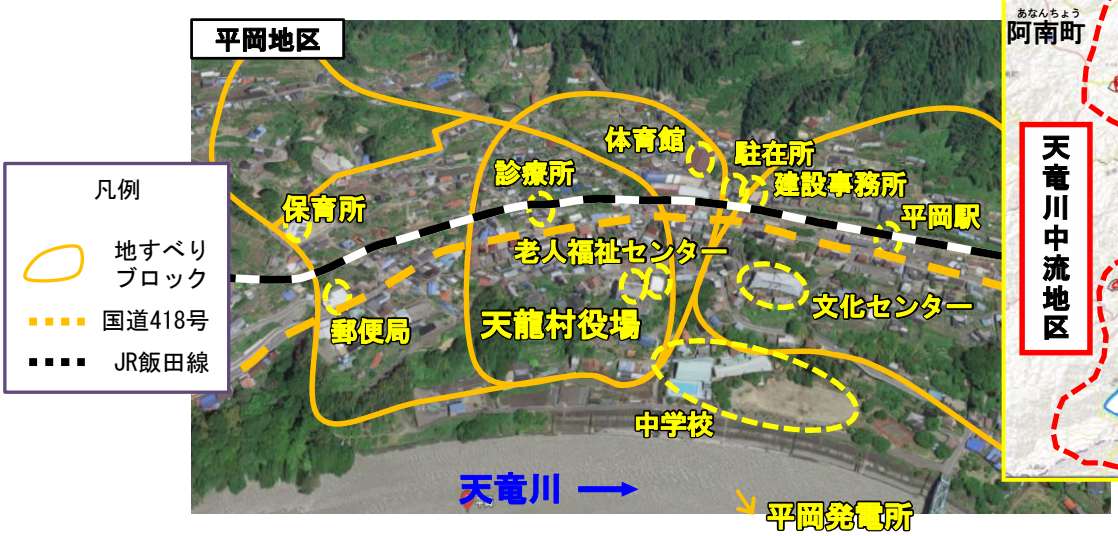

●地すべりブロック上に村の主要施設、重要交通網が集中する長野県天龍村平岡地区
（天竜川中流地区地すべり対策事業）

直　轄

地すべり

特定緊急地すべり対策事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

目　　的	事業内容
甚大な土砂災害の発生に伴い、国土交通大臣が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続き実施する工事について、高度な技術力を必要とする場合に、国直轄により一定計画に基づき、短期的・集中的に地すべり防止工事を施行することにより、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図ることを目的とする。	地すべりに伴う大規模土砂災害による被害を防止・軽減するため、最低限の安全の確保に必要な箇所において地すべり等防止法第2条に定める地すべり防止工事を施行する。

採択基準等

地すべり等防止法（昭和33 年法律第30 号）第10 条により、国土交通大臣が地すべり防止工事を施行する区域（緊急的に地すべり防止工事を施行するため、地すべり等防止法第10 条の告示をする区域を含む。）において、地すべりに伴う大規模土砂災害による被害を防止・軽減するため、国直轄で実施した応急対策に引き続き、一定の計画に基づき緊急かつ集中的・重点的に実施する必要があるもの。

沿　革	国庫負担率	
・令和7年度より実施	2/3	渓流にかかる分
	1/2	その他の分

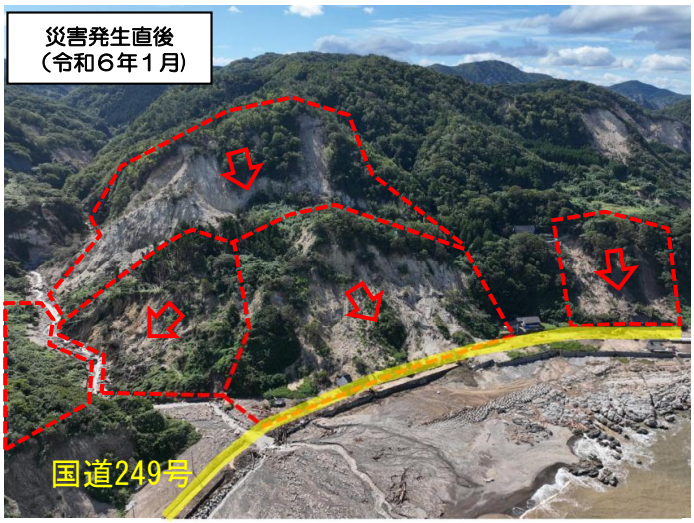

●令和6年1月能登半島地震における地すべり
（石川県珠洲市　奥能登地区）

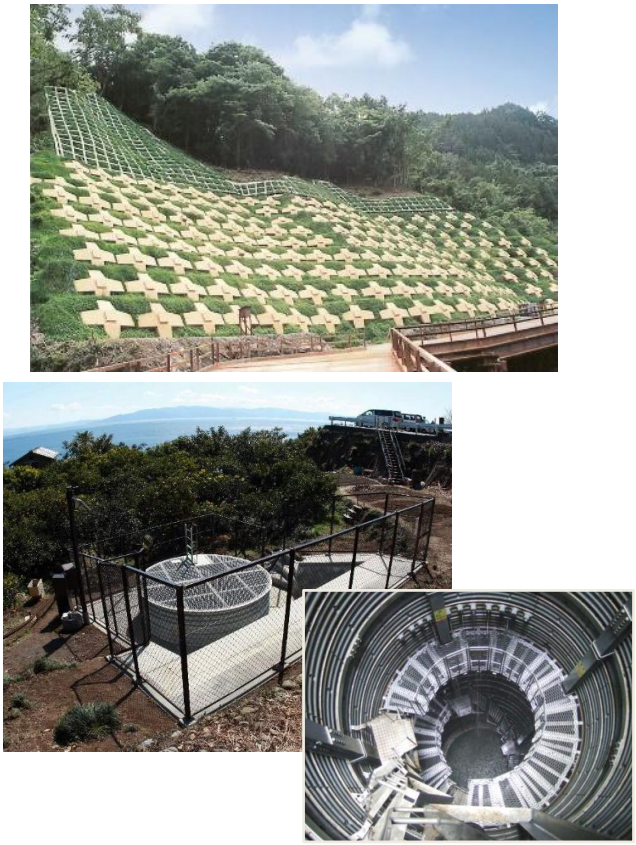

対策イメージ

直　轄　　砂防　地すべり

総合流域防災対策事業

目　　的

総合流域防災対策事業は、地球温暖化に伴う気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発、渇水リスクの増大、流域環境の変化に対して流域一帯の危機管理対応を中心としつつ、流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化するための総合的な対応策を実施することを目的とする。

採択基準等

地球温暖化に伴う気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発、渇水リスクの増大、流域環境の変化に対応するための流域一帯における危機管理対応を中心としつつ、流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化するための総合的な対応策で次の各号の一に該当するもの又は先進的な技術の導入によるもの

1. 災害監視、災害予測、災害予警報、避難行動、水利調整、流域環境の保全・創出に資する情報提供等に必要なシステム、サーバ、情報通信機器等の整備及び運用管理
2. 危険情報（災害リスク情報、危険箇所情報、土地利用規制情報、災害対策シナリオ、避難関係情報等）、渇水関係情報、流域環境データの把握及び周知

沿　革	国庫負担率	
・平成21年度より実施 ・令和7年度に目的、採択基準の改正	10/10	全国

1．災害監視、避難行動等に資する情報提供等に必要なシステム、サーバ、情報通信機器等の整備及び運用管理

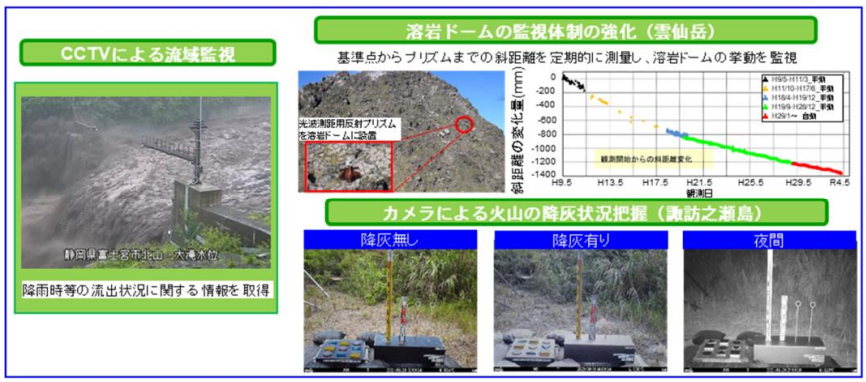

2．危険情報（災害対策シナリオ等）の把握及び周知

内容	監視・観測機器の緊急的な配置		情報通信システム・緊急電源の整備		リアルタイムハザードマップの作成・提供		土砂災害防止法にもとづく緊急調査	
項目	土砂移動検知センサの設置	監視カメラの設置	衛星通信車・衛星通信可搬局の装置	ソーラーパネル・バッテリーの設置	プレアナリシス型	リアルタイムアナリシス型	降灰量調査	土砂災害緊急情報の発表
イメージ					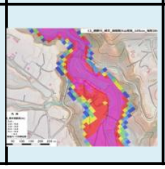			

補助事業

補　助　　砂防

砂防激甚災害対策特別緊急事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的

土石流等により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃渓流に対し、再度災害を防止するため、一定期間内に一定計画に基づく対策工事を実施し、災害対策の万全を期すことを目的とする。

採択基準等

1. 対象地区

土石流等により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内(おおむね3年)に緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業による整備事業費の合計額がおおむね10億円以上のもの

①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの

ロ　次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が2,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　　収容人員40人

②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの

ロ　次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　収容人員40人

2. 採択基準

次期出水により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等の砂防設備で、次の各号のいずれかに該当するもの

①下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの

②公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(ただし、イ又はニに該当する場合においては、家屋が5戸以上あるものに限る。)

イ　鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他公共施設のうち重要なもの

ロ　官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの

ハ　家屋20戸以上

ニ　農地20ha以上(農地10ha以上20ha未満で、当該地域に存する家屋の被害を合わせて考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿　革	補助率	
・昭和51年度より実施 ・平成7年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正	5.5/10	内地・北海道
	9/10	沖縄
	7/10	奄美

採択基準の運用等

1. 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみの世帯)及び高齢夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)とする。
2. 社会福祉施設等は下記の施設とする。

・児童福祉法に規定する施設・・・児童福祉施設等
・老人福祉法に規定する施設・・・老人福祉施設等
・介護保険法に規定する施設・・・介護保険施設等
・障害者自立支援法に規定する施設・・・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等
・身体障害者福祉法に規定する施設・・・身体障害者社会参加支援施設等
・医療法に規定する施設・・・医療提供施設等
・その他要配慮者に関連する施設

砂防堰堤等を整備

●令和元年東日本台風(台風第19号)により、田の浜地区内の2渓流を含む一連地区で多数の土石流被害が生じたが、砂防堰堤等の整備により、再度災害防止に寄与している(岩手県山田町 ほか)

補　助　　砂防

火山砂防激甚災害対策特別緊急事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的

噴火等の活発な火山活動により激甚な災害が発生した一連地区において、火山泥流や土石流等の広域的かつ大規模な土砂災害に対処するため、一定計画に基づき一定期間内(おおむね5年)に緊急的かつ機動的な火山災害防止対策を実施する。

採択基準等

1. 対象地区

噴火等の火山活動により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内(おおむね5年)に緊急に実施することが必要な砂防事業による整備事業費の合計額が30億円以上のもの

①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの

ロ　次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が2,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　　収容人員40人

②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの

ロ　次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　　収容人員40人

2. 採択基準

次期出水等により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等及び噴火等の火山活動により災害が発生した地域における住民の安全確保のために必要な土石流検知センサー、雨量計、監視カメラ等の設置で、次の各号のいずれかに該当するもの

①下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの

②公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(ただし、イ又はニに該当する場合においては、家屋が5戸以上あるものに限る。)

(次頁に続く)

イ　鉄道･高速自動車国道･一般国道･都道府県道･市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他公共施設のうち重要なもの
ロ　官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
ハ　家屋20戸以上
ニ　農地20ha以上(農地10ha以上20ha未満で、当該地域に存する家屋の被害を合わせて考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む)

沿　革	補助率	
･平成13年度より実施 ･令和2年度に採択基準の改正	5.5/10	内地･北海道
	9/10	沖縄
	7/10	奄美

採択基準の運用等

1. 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみの世帯)及び高齢夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)とする。
2. 社会福祉施設等は下記の施設とする。

･児童福祉法に規定する施設･･･児童福祉施設等
･老人福祉法に規定する施設･･･老人福祉施設等
･介護保険法に規定する施設･･･介護保険施設等
･障害者自立支援法に規定する施設･･･障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等
･身体障害者福祉法に規定する施設･･･身体障害者社会参加支援施設等
･医療法に規定する施設･･･医療提供施設等
･その他要配慮者に関連する施設

●平成12年有珠山噴火などにより広範囲な地域に泥流、土石流が発生
（北海道虻田郡洞爺湖町　西山川遊砂地）

●砂防堰堤、遊砂地などの砂防設備の整備により緊急に火山地域の安全を確保する

補　助　　砂防

特定緊急砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的	事業内容
土砂災害発生箇所の応急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的実施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る。	土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内(おおむね3年)に緊急的に施設整備を実施する。

採択基準等

風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した渓流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。

1. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの
2. 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
3. 人家10戸以上
4. 農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む)

沿　革	補助率【通常】		補助率【火山】	
・平成12年度より実施 ・平成21年度に採択基準の改正	1/2	内地・北海道	5.5/10	内地・北海道
	9/10	沖縄	9/10	沖縄
	2/3	奄美	2/3	奄美

【特定緊急砂防事業】

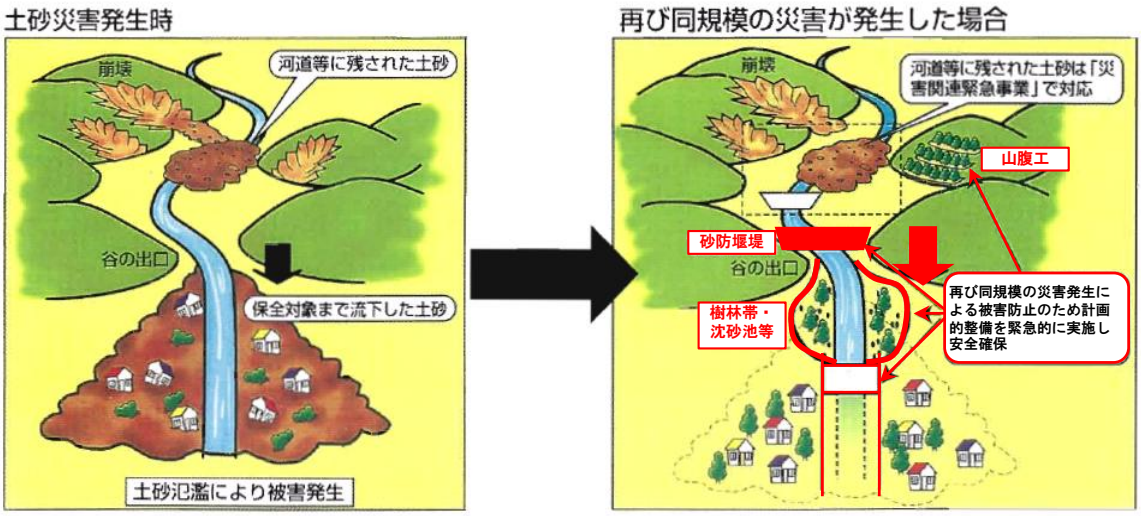

補　助　　地すべり

地すべり激甚災害対策特別緊急事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条

目　　的	事業内容
激甚な災害があった場合に、一連地区について、砂防等の他の関連事業との一定の整備計画に基づき、一定期間内に緊急に地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべりによる被害を除却し、又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	土石流等による激甚な土砂災害の発生した地域のうち指定基準に該当した一連地区において一定計画に基づき、一定期間内(おおむね3年)に緊急的に集水井工、杭工等の地すべり防止工事を実施する。

採択基準等

1. 対象地区

土石流等により、次の各号のいずれかに該当する災害の発生した一連地区のうち、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大しているものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となる地区とする。

①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの

ロ　次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が2,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　　収容人員40人

②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合

イ　流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの

ロ　次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの

ハ　浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

ニ　次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの

土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等　　収容人員40人

（次ページに続く）

2. 採択基準

特に地すべり現象が活発となり、危険度を増し、国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

①地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して遂行する必要があるもの

②多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの

③鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち迂回路の少ないものその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの

④官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの

⑤人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの

採択基準の運用等

1. 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみの世帯)及び高齢夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)とする。

2. 社会福祉施設等は下記の施設とする。

・児童福祉法に規定する施設・・・児童福祉施設等
・老人福祉法に規定する施設・・・老人福祉施設等
・介護保険法に規定する施設・・・介護保険施設等
・障害者自立支援法に規定する施設・・・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等
・身体障害者福祉法に規定する施設・・・身体障害者社会参加支援施設等
・医療法に規定する施設・・・医療提供施設等
・その他要配慮者に関連する施設

沿　革	補助率【渓流にかかる分】		補助率【その他の分】	
・昭和51年度より実施 ・平成7年度に採択基準の改正	5.5/10	内地・北海道	1/2	内地・北海道
	8/10	沖縄	6/10	沖縄
	7/10	奄美	7/10	奄美

【被災直後】

【施工後】

高野台地区(熊本県南阿蘇村)

補　助　　地すべり

特定緊急地すべり対策事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条

目　　的	事業内容
土砂災害発生箇所の応急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的実施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る。	地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区について、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう、災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき一定期間内(おおむね3年)に緊急的に施設整備を実施する。

採択基準等

風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又は、ぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、集水ボーリング工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。

1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの
3. 官公署・学校又は病院等の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

沿　革	補助率【渓流にかかる分】		補助率【その他の分】	
・平成12年度より実施 ・平成21年度に採択基準の改正 ・令和8年度に採択基準の改正	1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道
	8/10	沖縄	6/10	沖縄
	2/3	奄美	2/3	奄美

●令和6年1月能登半島地震における地すべり
（石川県輪島市）

対策イメージ

補　助　　砂防　地すべり　急傾斜

大規模特定砂防等事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条
地すべり等防止法〈昭和33年法律第30号〉第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的

大規模特定砂防等事業は、事前防災対策が十分に行われておらず、土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に安全度を向上させることを目的とする。

採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。

(1)土砂・洪水氾濫対策計画等※に位置づけられた大規模な基幹施設に係る事業
(2)土砂・洪水氾濫対策計画等※に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること

※土砂・洪水氾濫対策計画、土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画、火山砂防計画、地すべり防止計画、一連地区の施設配置計画

沿　革
・令和元年度より実施 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和4年度に採択基準の改正

補助率【通常】	
1/2	内地・北海道
9/10	沖縄
2/3	奄美

補助率【火山】	
5.5/10	内地・北海道
9/10	沖縄
2/3	奄美

補助率【地すべり(渓流にかかる分)】	
1/2	内地・北海道
8/10	沖縄
2/3	奄美

補助率【地すべり(その他の分)】	
1/2	内地・北海道
6/10	沖縄
2/3	奄美

補助率【急傾斜】	
1/2	全国

土砂・洪水氾濫対策の例

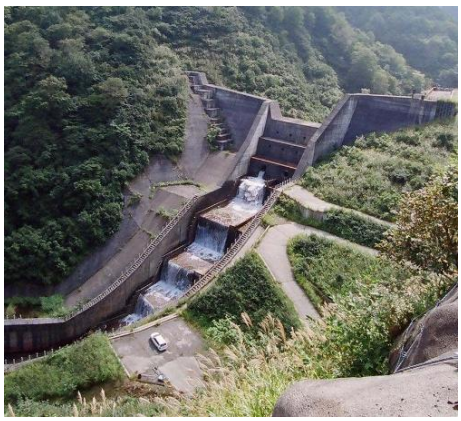
噴火に伴う土石流対策の例

地すべり対策の例

同時多発災害対策の例

補　助　　砂防　地すべり　急傾斜

事業間連携砂防等事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条
地すべり等防止法〈昭和33年法律第30号〉第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的

事業間連携砂防等事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とする。

採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。

(1)土砂・洪水氾濫対策

河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策

(2)道路保全対策

道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策

(3)河道閉塞対策

河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策

(4)上下水道施設保全対策

上下水道施設の耐震化事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5 年以内で完了する砂防事業等であって、次のすべての要件に該当する上下水道施設に土砂災害による被害を及ぼすおそれのある箇所における対策

イ　災害等により機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所施設であること。

ロ　土砂災害警戒区域内に位置すること。ただし、併せて、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内にも位置する場合には、水道事業者や下水道管理者等がその急傾斜地の崩壊に起因する土砂流入防止対策を実施済み、または実施の計画があること。

ハ　上下水道耐震化計画を策定済みであること。

(次ページに続く)

沿　革

・令和元年度より実施
・令和7年度に採択基準の改正 （上下水道施設保全対策の追加）

補助率【砂防(通常)】		補助率【砂防(火山)】		補助率【地すべり(渓流にかかる分)】	
1/2	内地・北海道	5.5/10	内地・北海道	1/2	内地・北海道
9/10	沖縄	9/10	沖縄	8/10	沖縄
2/3	奄美	2/3	奄美	2/3	奄美

補助率【地すべり(その他の分)】		補助率【急傾斜】	
1/2	内地・北海道	1/2	全国
6/10	沖縄		
2/3	奄美		

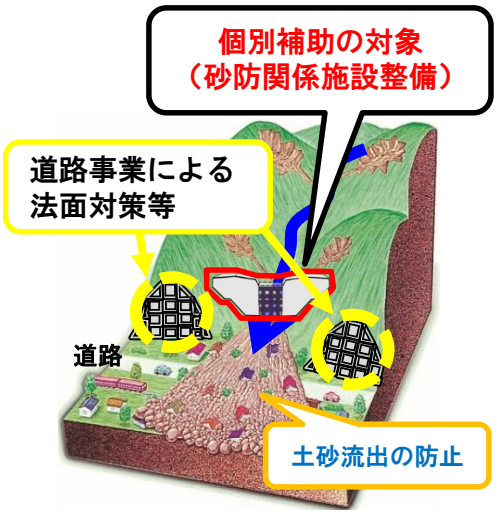

道路保全対策イメージ

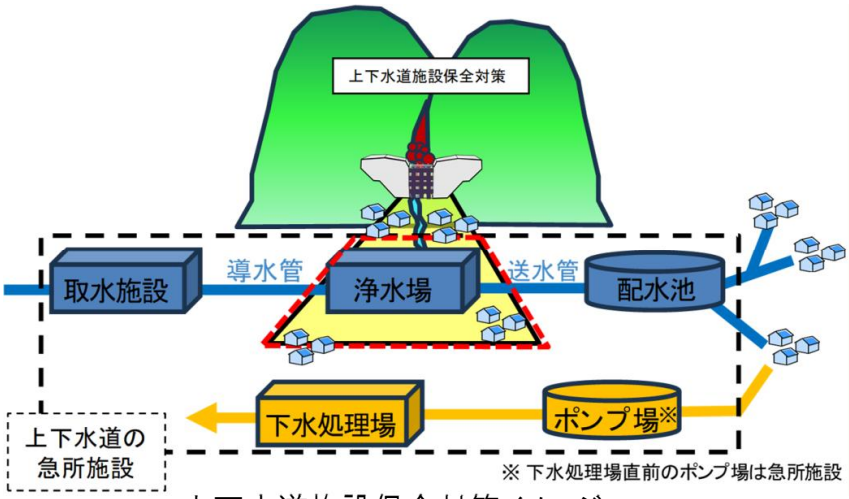

上下水道施設保全対策イメージ

●急所施設
【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池
【下水道】下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

補　助　　砂防　地すべり　急傾斜

砂防メンテナンス事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条
地すべり等防止法〈昭和33年法律第30号〉第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条等

目　　的

砂防メンテナンス事業は、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、及び雪崩防止施設(以下、砂防関係施設という)の老朽化対策を計画的に実施するため、長寿命化計画の策定又は変更を行い、また老朽化対策が必要な施設については計画的に対策を実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。

採択基準等

①-1　長寿命化計画の策定、変更(雪崩防止施設)

都道府県が管理する雪崩防止施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の全ての要件に該当するもの。

イ　雪崩防止施設にかかる計画で令和12年度までに策定、変更されるものであること。

ロ　ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載された長寿命化計画であること。

ハ　総事業費が2百万円以上であること。

①-2　長寿命化計画の変更(施設点検計画の策定)

都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の全ての要件に該当するもの。

イ　令和12年度までに変更されるものであること。

ロ　UAV等のデジタル技術を用いた点検の優位性や点検全体の効率性・安全性を考慮した点検計画を策定し、長寿命化計画に位置づけること。

ハ　総事業費が2百万円以上であること。

② 砂防関係施設の老朽化対策

長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策(修繕・改築・更新)であり、次のすべての要件に該当するものについて、次のロで規定する年次計画の総事業費から1億円を控除した額を交付対象とする(令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする)。

イ　原則、砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載されていること。(雪崩防止施設は令和12年度までに記載する見込みである場合を含む)

ロ　長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。(雪崩防止施設は令和12年度までに位置付けられる見込みである場合を含む)

(次ページに続く)

補　助

砂防　地すべり　急傾斜

砂防メンテナンス事業

沿　革

・令和2～3年度（大規模更新砂防等事業）
・令和4年度より実施（砂防メンテナンス事業）
・令和8年度に採択基準を改正（雪崩防止施設の追加、デジタル技術を用いた施設点検計画策定）

補助率【砂防】		補助率【地すべり】		補助率【急傾斜】	
1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道	1/2	全国
9/10	沖縄	6/10	沖縄		
2/3	奄美	2/3	奄美		

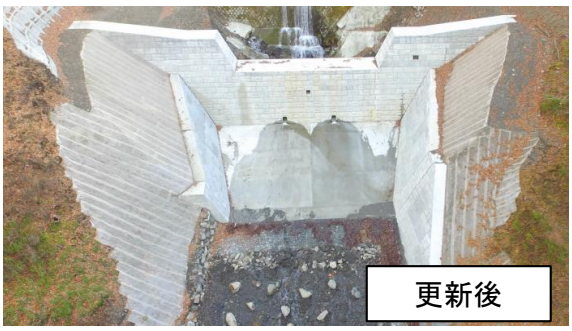

砂防堰堤の更新のイメージ

雪崩予防柵基礎の修繕のイメージ

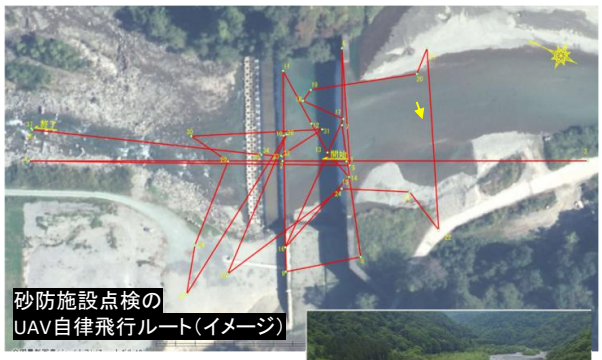

UAV等のデジタル技術を活用した施設点検計画の策定イメージ

補　助　　砂防　地すべり　急傾斜

まちづくり連携砂防等事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条
地すべり等防止法〈昭和33年法律第30号〉第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的

まちづくり連携砂防等事業は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とする。

定　　義

本採択基準におけるにおける用語の定義は次のとおりとする。

一 立地適正化計画
都市再生特別措置法第81 条第1 項の規定に基づき作成される計画

二 広域的な立地適正化の方針
社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－10－(1)都市再生整備計画事業 5．3で規定する広域的な立地適正化の方針

三 市町村管理構想
国土の管理構想(令和3年6月国土交通省国土政策局策定)に基づく構想

採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱　交付要綱付属第2編交付対象事業の要件　イ－6急傾斜地崩壊対策事業　4．①　について、「急傾斜地の高さが5m以上であること。」と読み替えるものとする。

また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防等事業に限り、当該事業で継続するものとする。

(1)次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正化計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。

【保全対象】

① 立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域
② 立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域
③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域

採択基準等

【記載事項】

イ　砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域

ロ　土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標

ハ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

（2）上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等

また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。

沿　革

・令和3年度より実施
・令和5年度より採択基準の改正

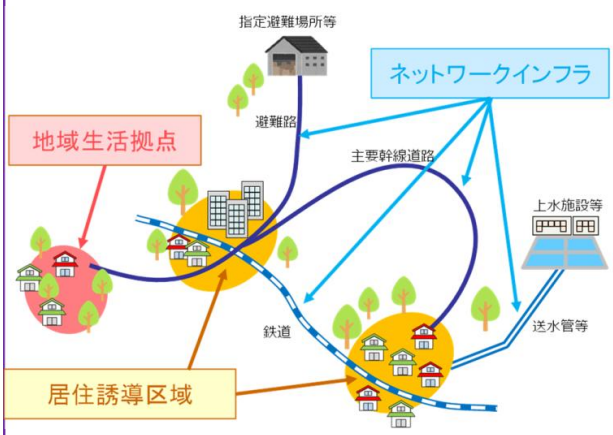

補助対象イメージ

補助率【砂防（通常）】		補助率【砂防（火山）】	
1/2	内地・北海道	5.5/10	内地・北海道
9/10	沖縄	9/10	沖縄
2/3	奄美	2/3	奄美

補助率【地すべり（渓流にかかる分）】		補助率【地すべり（その他の分）】	
1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道
8/10	沖縄	6/10	沖縄
2/3	奄美	2/3	奄美

補助率【急傾斜】	
1/2	全国

交付金対象事業

交付金対象事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）

■交付金制度の変遷

○ 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設。
○ 平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、地域自主戦略交付金を創設。
（内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。）
○ 平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額。政令指定都市に一括交付金を導入。また、沖縄振興公共投資交付金として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設。
○ 平成25年度以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援（地域自主戦略交付金は廃止）。

※各枠内の＜＞記載額はすべて国費

H22

社会資本整備総合交付金

＜予算額＞
2．2兆円

- **活力創出基盤整備**
  ・道路、港湾
- **水の安全・安心基盤整備**
  ・治水、下水道、海岸
- **市街地整備**
  ・都市公園、市街地、広域連携　等
- **地域住宅支援**
  ・住宅、住環境整備

政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化

年度間、地域間の変動・偏在が小さい事業等について一括交付金へ移行

H23

社会資本整備総合交付金

＜予算額＞
1兆7,539億円

4分野を統合
道路、港湾
・治水、下水道、海岸
・都市公園、市街地、広域連携　等
・住宅、住環境整備

より一層柔軟な流用が可能になるなど、地方の使い勝手を大幅に向上。

地域自主戦略交付金

＜予算額＞
全体で5,120億円

投資補助金を所管する全ての府省が投資補助金を一括交付金化。
（都道府県分を対象）

H24

社会資本整備総合交付金

＜予算額＞
1兆4,395億円

・事業の更なる重点化

地域自主戦略交付金

＜予算額＞
全体で6,754億円

・都道府県分の対象事業の拡大、増額
・新たに政令指定都市分を導入

沖縄振興公共投資交付金

＜予算額＞
全体で771億円

・県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設

H25～

社会資本整備総合交付金

＜予算額＞

平成25年度	9,031億円	平成30年度	8,886億円
平成26年度	9,124億円	令和元年度	8,713億円※
平成27年度	9,018億円	令和2年度	7,627億円※
平成28年度	8,983億円	令和3年度	6,311億円
平成29年度	8,940億円	令和4年度	5,817億円
		令和5年度	5,492億円

・成長力強化や地域活性化等につながる事業

防災・安全交付金

＜予算額＞

平成25年度	1兆　460億円	平成30年度	1兆1,117億円
平成26年度	1兆　841億円	令和元年度	1兆3,173億円※
平成27年度	1兆　947億円	令和2年度	1兆　388億円※
平成28年度	1兆1,002億円	令和3年度	8,540億円
平成29年度	1兆1,057億円	令和4年度	8,156億円
		令和5年度	8,313億円

・「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援

沖縄振興公共投資交付金

＜予算額＞

平成25年度	全体で810億円	平成30年度	全体で579億円
平成26年度	全体で932億円	令和元年度	全体で532億円
平成27年度	全体で811億円	令和2年度	全体で492億円
平成28年度	全体で807億円	令和3年度	全体で477億円
平成29年度	全体で670億円	令和4年度	全体で368億円
		令和5年度	全体で368億円

※ 令和元年度及び令和2年度予算は臨時・特別の措置を含んでおり、金額は以下の通り。
・令和元年度予算　社会資本整備総合交付金：350億円、防災・安全交付金：2,767億円
・令和2年度予算　社会資本整備総合交付金：349億円、防災・安全交付金：2,541億円

■交付金の対象事業

地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

住宅・社会資本の整備
＋
効果促進事業
⇒
整備計画に掲げる政策目標の達成（成果指標で事後評価）

住宅・社会資本の整備

基幹事業

○ 道路　○ 港湾　○ 河川　○ 砂防
○ 下水道　○ 海岸　○ 都市公園　○ 市街地
○ 住宅　○ 住環境整備 等

（社会資本整備総合交付金の例）

・産業・観光振興等による活力ある地域の形成
例）都市公園の整備　例）港湾施設の整備

・民間投資を誘発する取組
例）PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入

（防災・安全交付金の例）

・インフラ老朽化対策
例）公園施設の改修

・生活空間の安全確保
例）自転車通行空間の整備

・事前防災・減災対策
例）流域治水対策
（風水害・土砂災害への対策）

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
○全体事業費の2割目途

（社会資本整備総合交付金の例）

・アーケードモールの設置・撤去
・観光案内情報板の整備
・社会実験（レンタサイクル、道路の歩行者優先化等）
・計画検討・策定（景観計画、住生活基本計画等）

例）観光案内情報板の整備

（防災・安全交付金の例）

・ハザードマップの作成・活用
・防災教育、防災訓練の実施
・災害時のための資機材整備（マンホールトイレ、可搬式ポンプ等）
・遊具の修繕

例）ハザードマップの作成・活用

例）防災訓練の実施

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業（社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業）等がある。

交付金　沖縄振興　砂防

通常砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的	事業内容
流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

採択基準等

砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。
また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
   ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの
   ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの
   ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
   ①公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
   ②市街地、集落（人家50戸以上）の保護
   ③耕地（耕地面積30ha以上）の保護
   ④港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000㎥以上）の防止

沿　革

・明治31年度から計上（法律補助）
・昭和25年度より実施（北海道）
・昭和33年度より実施（離島）
・昭和47年度より実施（沖縄）
・平成12年度に荒廃砂防事業（事項）、予防砂防事業（事項）、都市対策砂防事業（事項）を統合
・平成18年度に採択基準の改正
・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行
・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部が地域自主戦略交付金に移行
・平成24年度より、社会資本整備総合交付金の一部が地域自主戦略交付金に移行
・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行
・令和元年度に採択基準の改正
・令和2年度に採択基準の改正
・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除

国費率	
1/2	内地・北海道
9/10	沖縄
2/3	奄美

●土石流を止めた砂防堰堤
（熊本県阿蘇市）

交付金　砂防

火山砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的	事業内容
火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。

採択基準等

砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。
また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
   ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの
   ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの
   ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
2. 前記の水系以外の水系に係るもので、1の①から③までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する効果のあるもの。
   ①公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護
   ②市街地、集落（人家50戸以上）の保護
   ③耕地（耕地面積30ha以上）の保護
   ④港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000㎥以上）の防止

沿　革
・平成元年より実施 ・平成18年度に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言削除

国費率	
5.5/10	内地 北海道
9/10	沖縄
2/3	奄美

●焼山火山噴火に伴う火山泥流・土石流に対処する火打山川砂防堰堤（新潟県糸魚川市）

交付金　沖縄振興　砂防

火山噴火緊急減災対策事業

地方財政法〈昭和23年法律第109号〉第16条

目　　的	事業内容
火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後（以下「火山噴火時等」という。）の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。	火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

採択基準等

気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。

沿　革

・平成28年度より実施

※参考：火山噴火警戒避難対策事業について
・平成4年度より実施
・平成15年度より制度拡充
・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行
・平成23年度より、地域自主戦略交付金に移行
・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行
・平成27年度廃止

国費率

1/2	全国

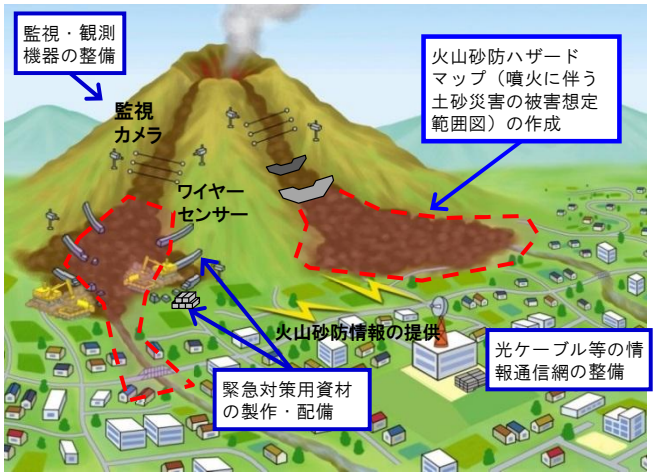

火山噴火緊急減災対策のイメージ

監視・観測機器の整備

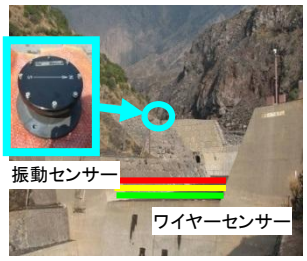

火山砂防ハザードマップ（噴火に伴う土砂災害の被害想定範囲図）の作成

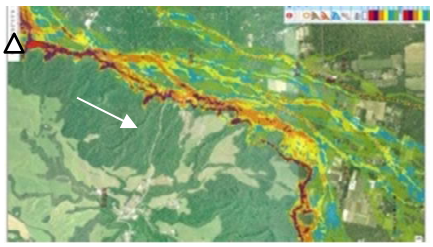

緊急ハード対策のための事前準備

緊急対策用資材の製作・配備

交付金　地すべり

地すべり対策事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

目　　的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

採択基準等

（地すべり）

地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000㎥以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

（次ページに続く）

（ぼた山）
　地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。
　なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。
また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000㎥以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿　革	国費率【渓流にかかる分】		国費率【その他の分】	
・昭和27年度より実施 ・昭和47年度より実施(沖縄) ・平成2年度に採択基準の改正 ・平成18年に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除	1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道
	8/10	沖縄	6/10	沖縄
	2/3	奄美	2/3	奄美

●倉石地区（徳島県三好市井川町）

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的	事業内容
急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

採択基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000 万円以上のもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。
2. 移転適地がないこと
3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。
   また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。
4. 次のいずれかの要件に該当するもの
   ①人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
   ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を 「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする
   ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

(次ページに続く)

沿　革	国費率	
・昭和42年度から計上 ・昭和43年度までは「予算補助」 ・昭和44年度からは「法律補助」 ・平成18年度に採択基準の改正 ・平成19年度に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部が、地域自主戦略交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・平成29年度に採択基準の改正 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除	1/2	全国

●災害活動拠点施設を保全

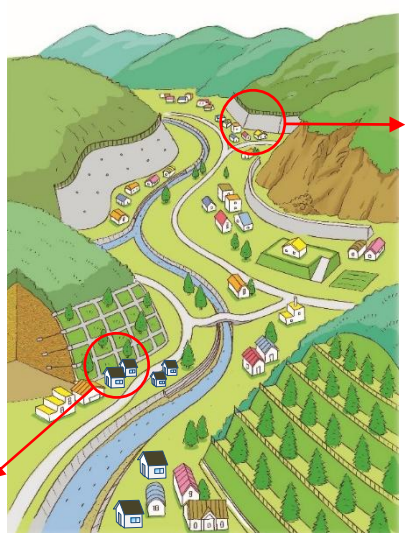

急傾斜地崩壊対策のイメージ

●住宅地を保全

●児童福祉施設を保全

●避難場所の施設を保全

施設効果事例

●待受擁壁工により崩壊土砂等を捕捉し家屋を保全

総合流域防災事業

目　　的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

採択基準等

総合流域防災事業は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)河川事業(略)

(2)砂防事業

①砂防事業

通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　水系砂防に関連するもの(土石流対策以外の事業)

ウ　活断層の存在する地域で実施するもの

②地すべり対策事業

地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。)に被害を及ぼすおそれのない事業。

③急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　急傾斜地の高さが30m以上のもの

④雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が7,000万円以上のもの

ア　移転適地がないこと

イ　人家概ね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る

ア　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策を目的とした計画であること

イ　土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き(案)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方(試行版)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること　(次ページに続く)

総合流域防災事業

(3)情報基盤総合整備事業

①情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム(総事業費3億円以上)で、指定区間内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム

エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム

オ 河川利用者向けの情報提供システム(二級河川においては平成23年度までに限る。)

②土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの

ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの

イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」(平成17年8月1日付け国河砂第25 号)に基づくものとする。

③土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業(土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む)

イ 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」(令和3年4月1日付け国水砂第123号)に基づくものとする。

④河川等情報基盤総合整備全体計画(略)

国費率【砂防事業】		国費率【地すべり】		国費率【急傾斜地崩壊対策事業】		国費率【雪崩対策事業】	
1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道	1/2	全国	1/2	全国
9/10	沖縄	6/10	沖縄				
2/3	奄美	2/3	奄美				

総合流域防災事業

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律〈平成12年法律第57号〉第4条、第33条

目　　的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

採択基準等

(5)砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査

(6)水害リスク情報整備推進事業(略)

沿　革

・(目)砂防事業補助のうち(事項)通常砂防事業の一部、(事項)情報基盤緊急整備補助、(事項)土砂災害情報相互通報システム整備事業を統合
・(目)地すべり対策事業費補助のうち(事項)地すべり対策事業の一部、(事項)情報基盤緊急整備事業、(事項)土砂災害情報相互通報システム整備事業を統合
・(目)砂防基礎調査費補助を統合
・平成17年度より実施
・平成21年度に採択基準の改正
・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行、砂防設備等緊急改築事業の創設
・平成23年度より、地域自主戦略交付金に移行
・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業の創設
・平成26年度に採択基準の改正
・令和元年度に採択基準の改正
　土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更を交付対象に追加
・令和2年度に採択基準を改正
・令和3年度に採択基準を改正するとともに、土砂災害リスク情報整備事業を交付対象に追加
・令和4年度に砂防設備等緊急改築事業、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業を補助事業に移行
　(令和4年度以降も別途、沖縄振興公共投資交付金の緊急改築事業は継続)
・令和6年度に土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更における支援を時限措置化するとともに流木の対策計画策定についての支援を交付対象に追加

国費率	
1/3	全国

【基礎調査の概要】

基礎調査の実施
・地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施
・基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ

基礎調査の実施
地形、地質、土地利用状況等

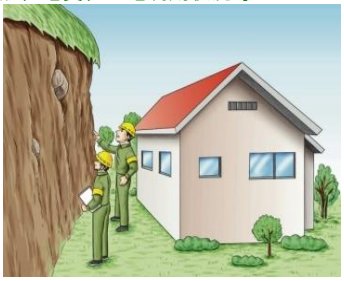

市街地整備事業（都市防災推進事業）

採択基準等

●盛土緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項及び第2項に定める事業をいう。

1 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月 11 日付け3農振第1295 号・3林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号・国都計68 号・国水砂第167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に 基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下「総点検」という。）を踏まえて行う次の事業

一 盛土の撤去事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

二 盛土の崩落対策事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

2 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがある盛土と把握されたものについて行う次の事業（※砂防事業の範囲外のため省略）

2. 施行地区

1 本事業の実施区域は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。

2 1. の第1項第1号及び第2号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの

二 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）

三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）

3 1. の第2項第1号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。（※砂防事業の範囲外のため省略）

3. 交付金事業者

地方公共団体

砂防事業の範囲

- 本事業のうち、令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検で人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものについて、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を対象に盛土の崩壊対策事業支援。

市街地整備事業（都市防災推進事業）

国費算定の基礎額

●盛土緊急対策事業

1　地方公共団体が行う盛土の安全性把握調査等については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。

一　安全性把握調査費
　盛土の安全性把握調査に要する費用

二　防災対策費（応急対策）
　盛土の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用

2　地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。

一　設計費
　盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二　工事費
　盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

3　地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。

一　地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの

二　当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ　道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの

ロ　官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの

ハ　人家10戸以上

ニ　農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

砂防事業の範囲（再掲）

- 本事業のうち、令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検で人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものについて、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を対象に盛土の崩壊対策事業を支援。

沿　革

・令和4年度より実施

災害関連事業

直　轄　　砂防

砂防災害関連緊急事業及び特定災害復旧等砂防工事

砂防法〈明治30年法律第29号〉第6条、第14条
大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第44条第1項

目　　的	事業内容
砂防災害関連緊急事業として風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するために緊急的に施行を必要とする事業及び直轄砂防施設災害復旧事業と合併して実施する改良事業並びに大規模災害からの復興に関する法律第44条第1項の規定により施行する事業を実施することにより、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	従来行っていた災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧及び施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を行う。

採択基準等

（事項）砂防災害関連緊急事業

1．緊急事業

砂防法（明治30年法律第29号）第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において緊急的に砂防工事を施行するため、砂防法第6条の告示をする区域を含む）において、当該年発生の風水害・震災・火山活動等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とするもので次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。

①緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの。

②公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。

イ）鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）ならびにその他の公共施設のうち重要なもの。

ロ）官公署・学校又は公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。

ハ）人家20戸以上

ニ）農地20ha以上（農地10ha以上20ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）。

2．関連事業

国土交通大臣が施行した砂防設備又は直轄砂防設備改良工事と密接な関連があるものとして、都道府県知事と地方整備局長（北海道においては北海道開発局長）が協定を締結した都道府県管理砂防設備、並びに砂防指定地でかつ砂防法第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において、砂防法第6条の告示をする区域を含む。）における準用河川又は普通河川の天然河岸について、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合にこれと合併して行う改良工事で次の各項に該当するもの。

①原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の割合が5割以下のもの。

②1箇所の災害関連緊急事業費が3,000万円以上のもの。

③原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの。

採択基準等

（事項）特定災害復旧等砂防工事

国土交通大臣は、被災都道府県の知事からの要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等（復興法第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る砂防法第1条に規定する砂防工事を施行することができる。

（1） 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業

（2） その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

沿　革	国庫負担率	
・昭和62年度より実施 ・令和5年度に特定災害復旧等砂防工事を要領に追加	2/3	全国

《参考》

直轄河川等災害復旧事業

国土交通大臣が維持管理する河川、海岸、砂防設備又は地すべり防止施設に関する災害復旧事業で下記に該当するもの。

1.暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害であること。

2.災害に因って必要を生じた事業で災害にかかった施設を原形に復旧する〔当該施設の従前の効用を復旧するための施設にすることを含む)ことを目的とするものであること。

3.災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設にすることを目的とするものであること。

4.1箇所の工事の費用が500万円に満たないものを除く。等

【紀伊山地那智川水系（和歌山）】

【被災直後】

●平成23年9月台風第12号による被災状況
（和歌山県那智勝浦町）

【対策工】

●直轄砂防災害関連緊急事業により完成した砂防堰堤

補　助　　砂防

災害関連緊急砂防事業

砂防法〈明治30年法律第29号〉第5条、第13条

目　　的	事業内容
風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。	砂防設備を緊急に設置する。

採択基準等

当該年発生の風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。

1. 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの
2. 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
   ①鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの
   ②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
   ③人家10戸以上
   ④農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿　革	補助率	
・昭和62年度より実施 ・平成11年度に採択基準の改正	2/3	内地・北海道
	10/10	沖縄
	8.5/10	奄美

【被災直後】

【施工後】

●平成21年7 月　梅雨前線豪雨により土石流が発生　（山口県防府市　石原川）

直　轄　　地すべり

地すべり対策災害関連緊急事業及び特定災害復旧等地すべり防止工事

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条
大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第44条第1項

目　　的	事業内容
地すべり対策災害関連緊急事業として、風水害、震災等に対処するために緊急的に施行を必要とする事業及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業と合併して実施する改良事業並びに大規模災害からの復興に関する法律第49条第1項の規定により施行する事業を実施することにより、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。

採択基準等

（事項）地すべり対策災害関連緊急事業

1．緊急事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第10条により、国土交通大臣が地すべり防止工事を施行する区域（当該年度において緊急的に地すべり防止工事を施行するため、地すべり等防止法第10条の告示をする区域を含む。）において、当該年発生の風水害、震災等により地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべり防止工事で、次の各項の一に該当するもの

①多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

②鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

③官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

④人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

2．関連事業

国土交通大臣が施行した地すべり防止施設又は直轄地すべり防止工事と密接な関連があるものとして都道府県知事と地方整備局長（北海道においては、北海道開発局長）とが協定を締結した都道府県管理の地すべり防止施設について、災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して行う改良工事で次の各項に該当するもの

①原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の占める割合が5割以下のもの

②原則として、当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの

なお、これらは、(i)原則として年度内に完成の見込みのあるもの、(ii)原則として1箇所の事業費が3,000万円以上に限ること。）

採択基準等

（事項）特定災害復旧等地すべり防止工事

国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等（復興法第2条第2号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。）からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事（以下「特定災害復旧等地すべり防止工事」という。）を施行することができる。

（1） 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業

（2） その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

沿　革	国庫負担率【渓流にかかる分】		国庫負担率【その他の分】	
・昭和62年度より実施 ・令和5年度に特定災害復旧等地すべり防止工事を要領に追加	2/3	内地・北海道	1/2	内地・北海道
	8/10	沖縄	6/10	沖縄
	8/10	奄美	8/10	奄美

補　助　　地すべり

災害関連緊急地すべり対策事業

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

目　　的	事業内容
当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置等を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	当該年発生の風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を実施する。

採択基準等

当該年発生の風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。

1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの
2. 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
4. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

沿　革	補助率【渓流にかかる分】		補助率【その他の分】	
・昭和62年度より実施	2/3	内地・北海道	1/2	内地・北海道
	8/10	沖縄	6/10	沖縄
	8/10	奄美	8/10	奄美

【被災直後】

【施工後】

● 令和４年12月31日発災　西目地区（山形県鶴岡市西目）

補　助　　急傾斜

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的	事業内容
風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	当該年発生の風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

採択基準等

当該年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。

1. 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際の被害があったものについては5m)以上であること
2. 移転適地がないこと
3. 人家おおむね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 事業費が1,500万円以上であること

沿　革	補助率	
・昭和62年度より実施	1/2	全国

【被災状況】

● 平成23年3月
東日本大震災によるがけ崩れ(福島県白河市)

【施工後】

● 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業により設置された急傾斜地崩壊防止施設

補　助　　急傾斜

災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〈昭和44年法律第57号〉第12条、第21条

目　　的	事業内容
災害関連緊急事業の効果を確保し再度災害の防止を図るため、がけ崩れ発生箇所の応急的対策と一体的に、不安定化している隣接斜面の対策を実施する。	がけ崩れ災害が集中的に発生した一連の地域において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と一体的に、隣接した脆弱斜面の崩壊防止工事を災害関係費により実施する。

採択基準等

当該年発生の風水害、震災等を原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（以下「災関緊急事業」という。）の事業費の合計額が概ね5億円以上となる一連の地域において、災害の発生した年度に災関緊急事業と一体となって施行するもので、次の各項に該当するもの。

1. 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際に被害があった箇所については5m）以上であること
2. 当該年度の急傾斜地崩壊対策事業の実施計画に計上されている箇所以外のもの
3. 一箇所の事業費が5,000万円以上であること
4. 災関緊急事業と災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（以下「がけ特事業」という。）を合わせた総事業費に占めるがけ特事業の事業費の割合が原則として5割以下であること。

沿　革	補助率	
・平成12年度より実施	1/2	全国

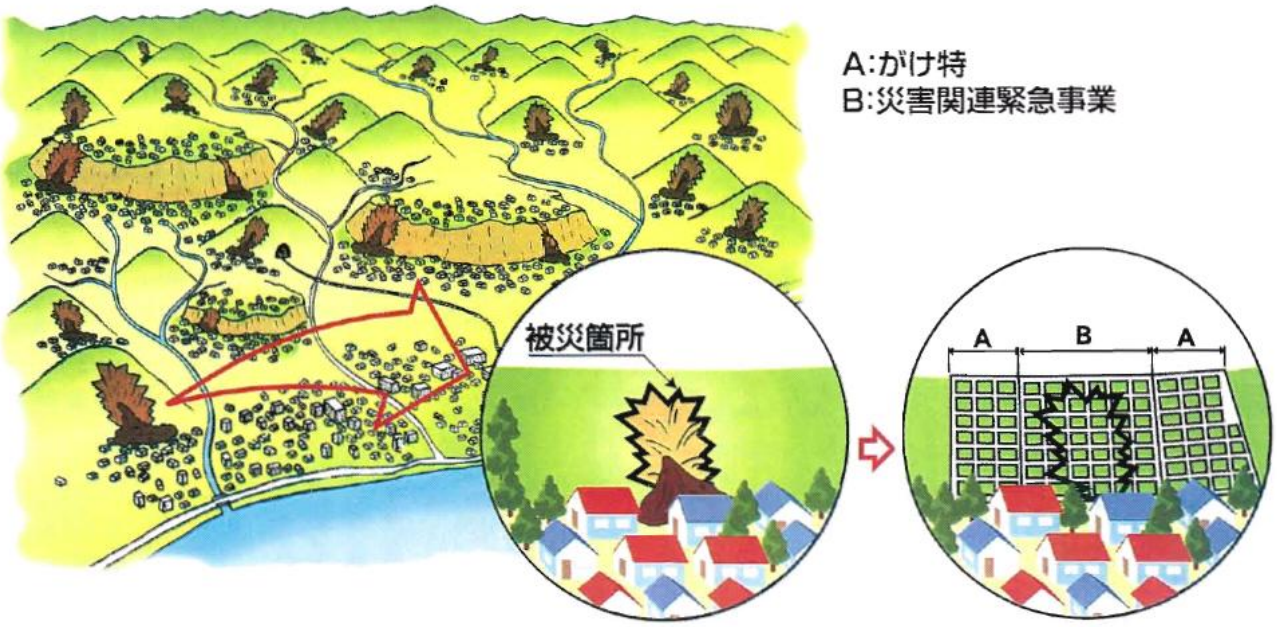

補　助

その他

災害関連緊急雪崩対策事業

地方財政法〈昭和23年法律第109号〉第16条

目　　的	事業内容
当該年に雪崩が発生した地域について雪崩防止施設を緊急的に施工し、当該年度内に雪崩防止施設の設置等を行うことによって、雪崩の発生を防止し、雪崩による災害から国民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所で、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれのある場合に、緊急的に雪崩防止工事を実施する。

採択基準等

当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所で、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。

1. 人家おおむね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 移転適地がないこと
3. 事業費が1,200万円以上であること

沿　革

・昭和62年度より実施

補助率

1/2	全国

● 雪崩防護擁壁(富山県南砺市利賀村)

● 住宅被害状況(長野県松本市安曇)

● 雪崩予防柵工(長野県松本市安曇)

補　助（市町村）　　その他

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

地方財政法〈昭和23年法律第109号〉第16条

目　　的	事業内容
がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期すためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。	「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事を実施する。

採択基準等

激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。(「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。)

1. 「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの。
2. がけ地の高さが5m以上であること
3. 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。
4. 1箇所の事業費が600万円以上であること。

沿　革

・平成元年度より実施
・平成30年度に採択基準の改正

補助率

都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率による補助をした場合に、その補助に要する経費(都道府県が1/2を超える率で補助した場合は、1/2超過分を除いた額)を補助する(間接補助)。

【災害後】

【施工後】

【宮城県東松島市】

さまざまな砂防関係事業

交付金　沖縄振興　砂防

ふるさと砂防事業

目　　的	事業内容
地域社会の安全で快適な生活基盤づくりを推進するとともに、市町村の砂防事業に対する理解を深めるため、個々の自然・社会特性を考慮しつつ地域に密着した砂防事業を展開し、地域の発展に資することを目的とする。	都道府県知事が作成した砂防計画に基づく工事であって地域開発に密接に関連した砂防事業を、ふるさと砂防事業として都道府県知事の委任を受けた市町村長が実施する。

科目

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・平成2年度よりモデル事業として実施
・平成6年度より事業内容を拡充し、ふるさと砂防事業として実施

国費率

本体事業に準ずる

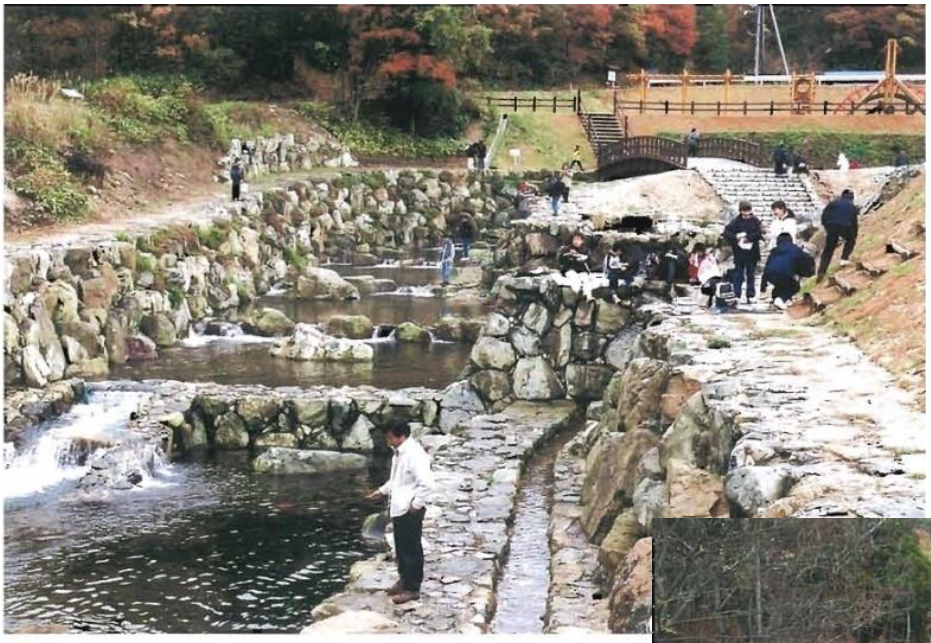

●地域のレクリエーション施設の一核を担う、砂防公園として、公園施設と一体的な整備が図られた津黒川（岡山県真庭市）

●地元の地域整備計画と一体化した整備が図られた白光寺川（山口県大島郡大島町）

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防　地すべり　急傾斜

都市山麓グリーンベルト整備事業

目　　的

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。
また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。

事業内容

1.「都市山麓グリーンベルト構想」の策定
　土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。
2. グリーンベルトの整備
　地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。
　砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。

科目

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・平成8年度より実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

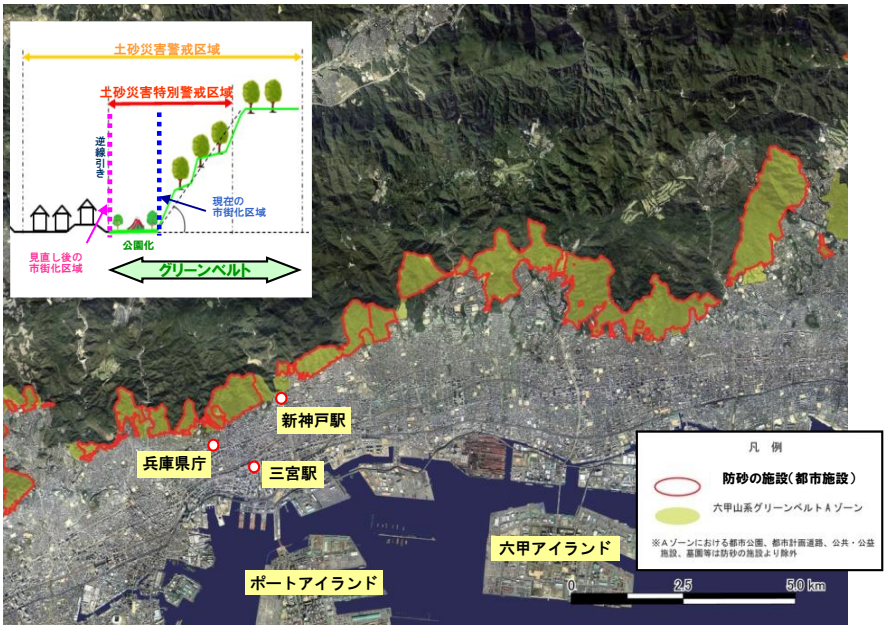

都市山麓グリーンベルトの整備(六甲山系)

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防

かわまちづくり支援制度

目　　的

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

事業内容

河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う。

科目

砂防事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

● 別所川における水辺プラザ整備状況
（鳥取県西伯郡伯耆町岸本）

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防

砂防堰堤機能増進事業

目　　的

満砂になっている砂防堰堤の除石を実施することにより、流域の土砂災害に対する安全度の向上を図り、もって国土の保全、民生の安定に資することを目的とする。

対象地区

地形条件から通常の砂防工事では有効な対策が困難な箇所（渓流）のうち、経年的な土砂流出により流域の安全度が低下し、次期出水による土砂災害の恐れの大きい箇所（渓流）

事業内容

既設砂防堰堤の除石

科目

砂防事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・平成2年度より実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

【除石前】

【除石後】

●除石によりリフレッシュされた
三宿沢（さんがしゅくざわ）・平成第1号えん堤（栃木県日光市）

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防　地すべり　急傾斜

セイフティ・コミュニティモデル事業

目　　的

土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画(セイフティ・コミュニティプラン)を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。

対象地区

過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。

事業内容

1.「セイフティ・コミュニティプラン」の作成
2. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備

科目

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・昭和62年度より実施
・平成2年度　地すべり対策事業、
　　急傾斜地崩壊対策事業に拡充

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

●土砂災害の危険性の高い山間地に安全地帯を創出（栃木県日光市足尾町　渡良瀬川）

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防

砂防ランドスペース創出事業

目　　的

砂防事業の実施にあわせて、公共事業にともなう建設副産物の処理を行うことにより地域の活性化を図るために必要な、安全な空間(砂防ランドスペース)を創出することを目的とする。

事業内容

1. 事業の実施に当たっては、関係者と協議のうえ、砂防事業計画、市町村等の地域計画及び建設副産物処理計画を含めた「砂防ランドスペース創出事業実施計画」を策定する。
2. 砂防堰堤、渓流保全工等を整備する際、事業実施計画に基づいて建設副産物の処理を行うとともに、地域計画と整合のとれた設備を整備する。

科目

砂防事業費及び社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・平成6年度より実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

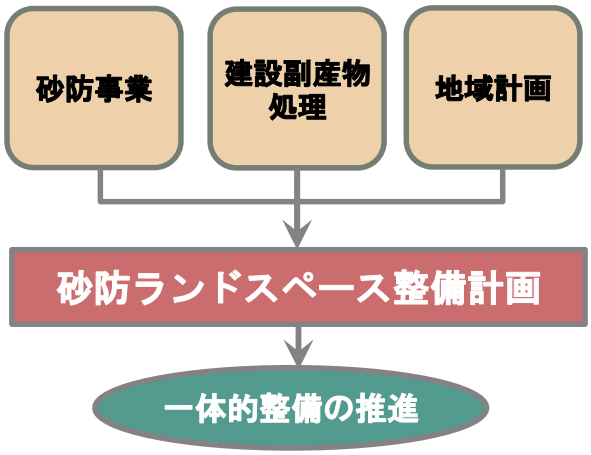

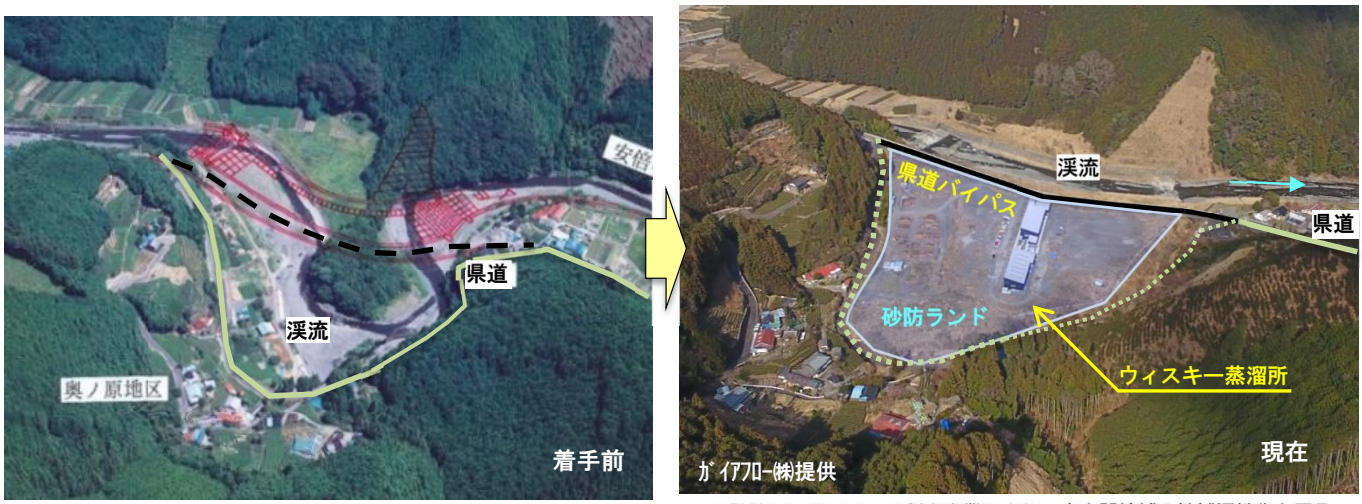

●砂防ランドスペース創出事業により、中山間地域の地域活性化を図る安全な空間を創出（中央の蛇行部分をショートカットし、残地をランドスペースとして活用）（静岡県）

直　轄　　交付金　　砂防

雪対策砂防モデル事業

目　　的

豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な克雪対策の一環である。これら豪雪地域において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等による土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的･包括的に実施することを主たる目的とする。

対象地区

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯において、除･排雪対策又は融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策を必要とする箇所(渓流)。

事業内容

1. 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法による)で、除排雪機能を必要とする地域の除排雪低水路、流雪用水確保に寄与する砂防堰堤の設置
2. 土石流の発生のおそれのある箇所及び雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置

科目

砂防事業費、社会資本整備総合交付金、防災･安全交付金の中で実施

沿　革

･平成元年度より実施
(雪対策渓流モデル事業(昭和62年度より実施)の拡充)
･令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

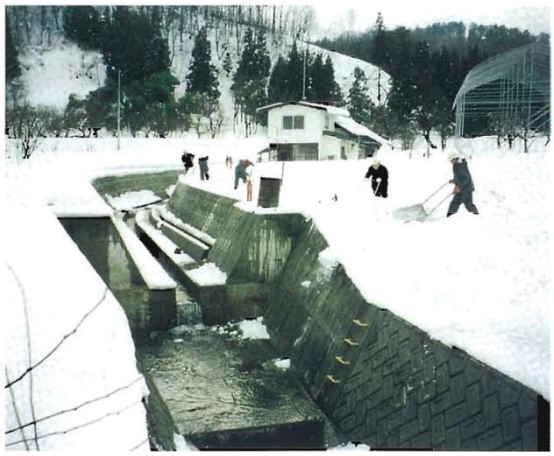

●雪害に強く美しいまちづくりを砂防事業が演出(山形県村山市)

●雪崩の発生危険箇所をもつ砂防堰堤(長野県北安曇郡白馬村)

直　轄　交付金　沖縄振興　地すべり　急傾斜

特定利用斜面保全事業

目　　的

斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を第一義として、地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業とその他の公共公益事業との調整によって、より望ましい斜面空間利用の誘導を図ることを目的とする。

事業内容

地すべり防止区域または急傾斜地崩壊危険区域のうち、他事業との調整により、斜面空間の利用が可能な箇所における下記の事業

1. 地すべり対策事業に係るもの
   地すべり対策事業としての排土工、押え盛土工及びその他の必要な対策工事
2. 急傾斜地崩壊対策事業に係るもの
   急傾斜地崩壊対策事業としての切土工、法面保護工及びその他の必要な対策工事

科目

地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・昭和63年度より実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

【特定利用斜面保全事業イメージ図】

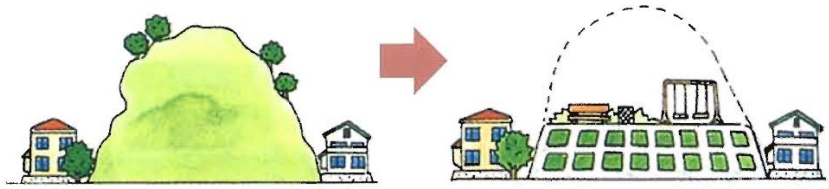

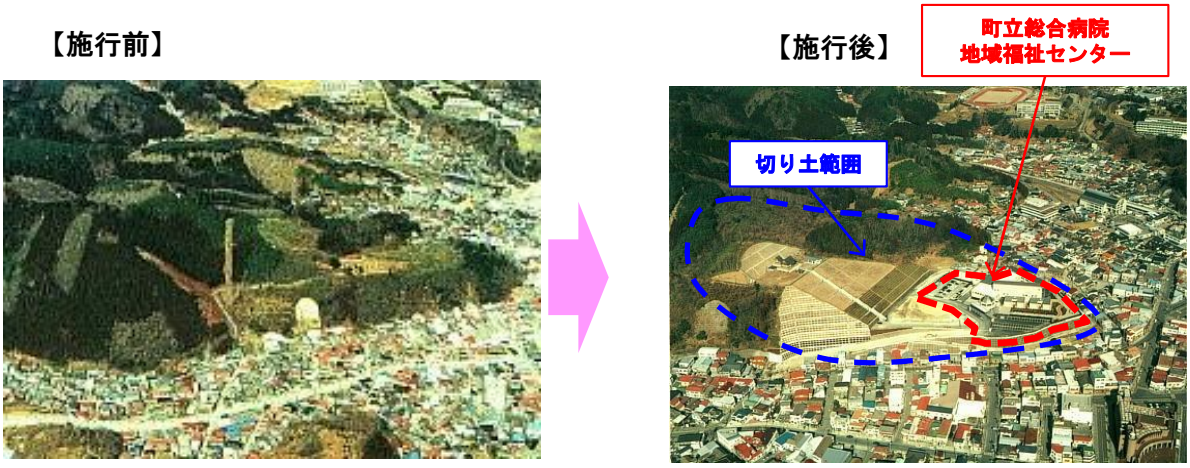

宮城県牡鹿郡女川町堀切山

直　轄　交付金　沖縄振興　地すべり

特定地下水関連地すべり対策事業

目　　的

現在、地すべり対策事業により施工される排水トンネル工、集水井工、横ボーリング工及び水路工等により、地すべりの誘因となる水が大量に集排水されているが、これらの水は、その後、特に利用されることもなく、単に地すべり地外に排除されているのが現状である。しかし、これらの地すべり対策事業箇所のうち、上水道施設等の未整備な地域においては、地すべり対策事業による排出水は、飲料水、生活用水、消雪用水等の貴重な水資源として、地域社会からその有効利用が強く求められているところである。よって、地すべり防止工事により排出される地下水の有効利用を地すべり対策事業と総合的かつ一体的に推進し、地すべり災害の未然防止と地域の活性化に資することを目的とする。

事業内容

排出水の有効利用を考慮した排水トンネル工、集水井工、横ボーリングエ、水路工、及びその他の必要な対策工事。

科目

地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

沿　革

・平成元年度より実施

国庫負担率及び国費率

本体事業に準ずる

●積雪時の消雪用として活用（豊牧地区〈直轄〉：山形県最上郡大蔵村）

●小学校のプールに利用
（善徳地区〈直轄〉：徳島県三好市西祖谷山村）

●防火用水として活用

直　轄　交付金　沖縄振興　砂防

水と緑豊かな渓流砂防事業

目　　的

砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しく、これまで幾度となく土砂災害により人々の生活に脅威を与えてきた。一方渓流は景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっている。
近年の環境問題への認識の向上により、砂防事業においても景観・生態系といった自然環境との調和がいっそう求められる一方、余暇、ゆとりの時代に対応して、人々が山、川、森と親しみ、集い憩える水と緑豊かな空間の整備が社会の要請となっている。
そこで、自然的、社会的条件を勘案し、個々の渓流の特色を活かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな渓流づくりを推進するものである。

事業内容

1.「渓流環境整備計画」の策定
　個々の渓流の自然的、社会的条件を踏まえて、自然環境の保全を考慮した施設整備計画等を定める。
2. 渓流環境に配慮した砂防事業の実施
　①崩壊地に植生を回復させる山腹工
　②樹林帯がもつ土砂の流出抑制・拡散・堆積効果を利用して土砂災害防止を図るとともに良好な自然環境を創出する砂防樹林帯
　③周辺環境に配慮した砂防ダム、床固工群等

科目

砂防事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

国庫負担率及び国費率
本体事業に準ずる

●男体山に緑を回復させる大薙山腹工（栃木県）

●魚類に配慮した金原砂防堰堤に設置された魚道とその観察窓（長野県）

砂防関係事業の推移

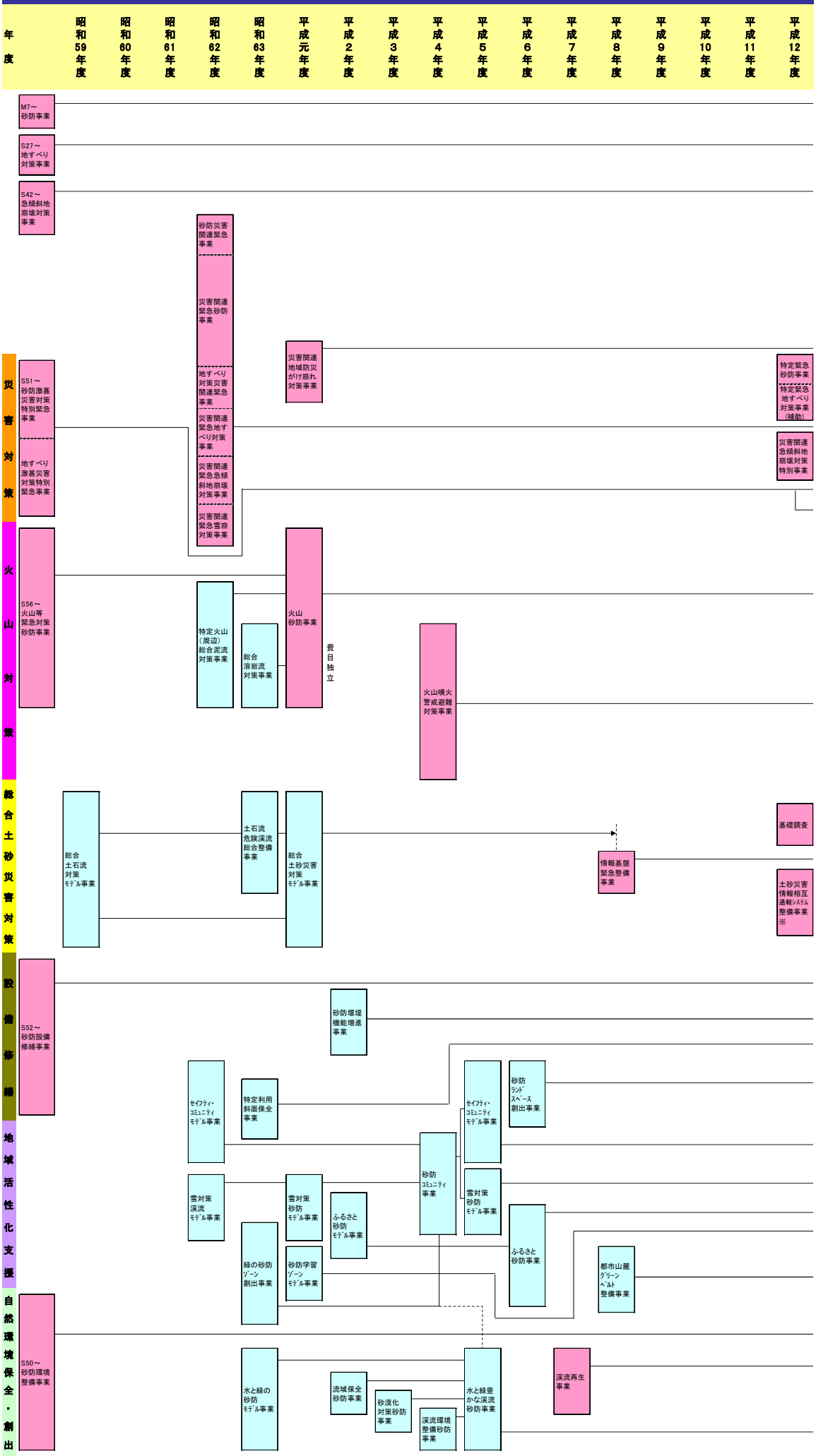
年度
昭和59年度
昭和60年度
昭和61年度
昭和62年度
昭和63年度
平成元年度
平成2年度
平成3年度
平成4年度
平成5年度
平成6年度
平成7年度
平成8年度
平成9年度
平成10年度
平成11年度
平成12年度
災害対策
火山対策
総合土砂災害対策
設備修繕
地域活性化支援
自然環境保全・創出
M7～砂防事業
S27～地すべり対策事業
S42～急傾斜地崩壊対策事業
S51～砂防激甚災害対策特別緊急事業
地すべり激甚災害対策特別緊急事業
砂防災害関連緊急事業
災害関連緊急砂防事業
地すべり対策災害関連緊急事業
災害関連緊急地すべり対策事業
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
災害関連緊急雪崩対策事業
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
特定緊急砂防事業
特定緊急地すべり対策事業（補助）
災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業
S56～火山等緊急対策砂防事業
特定火山（周辺）総合泥流対策事業
総合溶岩流対策事業
火山砂防事業
費目独立
火山噴火警戒避難対策事業
総合土石流対策モデル事業
土石流危険渓流総合整備事業
総合土砂災害対策モデル事業
情報基盤緊急整備事業
基礎調査
土砂災害情報相互通報システム整備事業※
S52～砂防設備修繕事業
砂防環境機能増進事業
セイフティ・コミュニティモデル事業
特定利用斜面保全事業
セイフティ・コミュニティモデル事業
砂防ランドスペース創出事業
砂防コミュニティ事業
雪対策渓流モデル事業
雪対策砂防モデル事業
ふるさと砂防モデル事業
雪対策砂防モデル事業
ふるさと砂防事業
緑の砂防ゾーン創出事業
砂防学習ゾーンモデル事業
都市山麓グリーンベルト整備事業
S50～砂防環境整備事業
水と緑の砂防モデル事業
流域保全砂防事業
砂漠化対策砂防事業
渓流環境整備砂防事業
水と緑豊かな渓流砂防事業
渓流再生事業

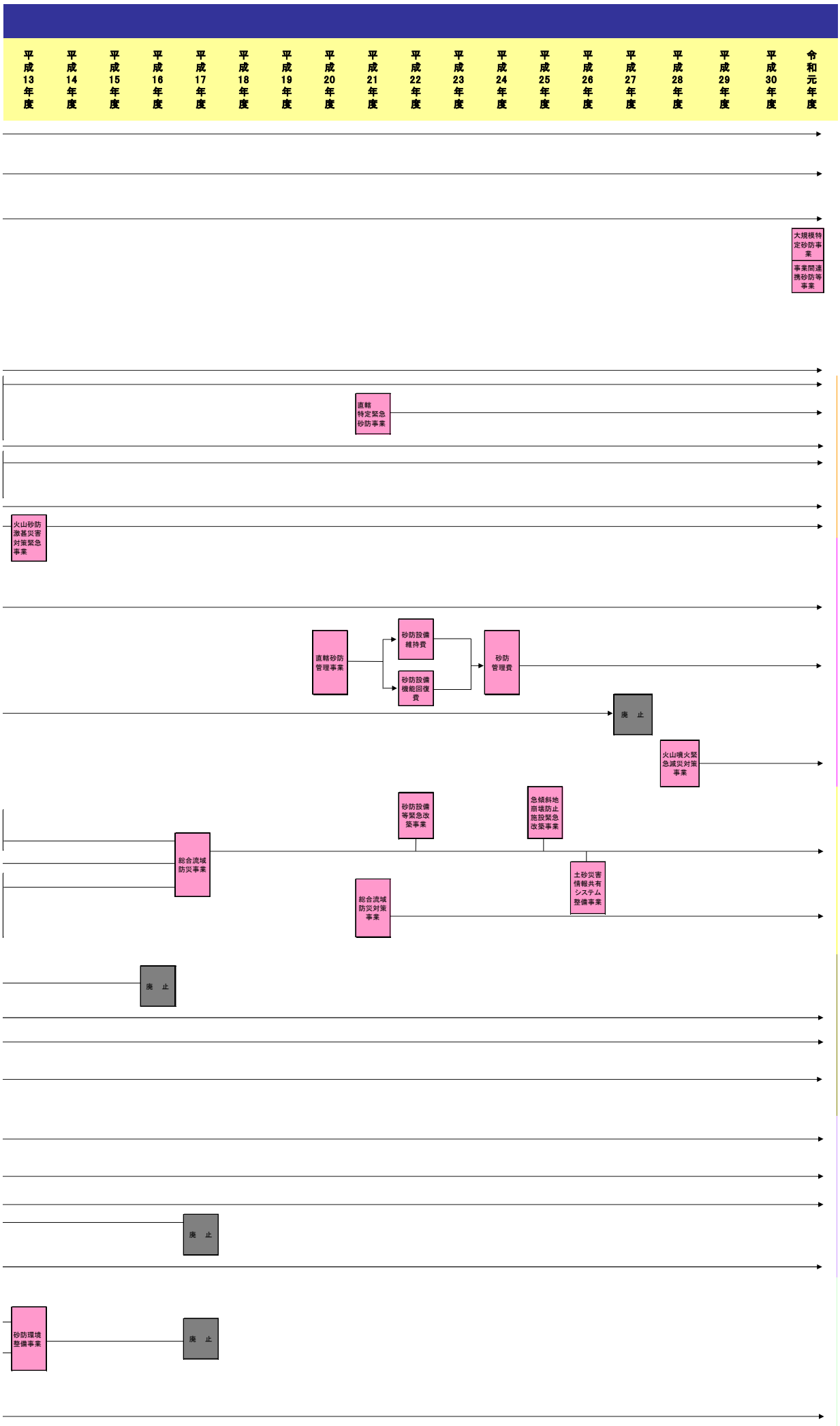

※平成26年度に土砂災害情報相互通報システム整備事業を廃止し、
土砂災害情報共有システム整備事業を創設

砂防関係事業の推移

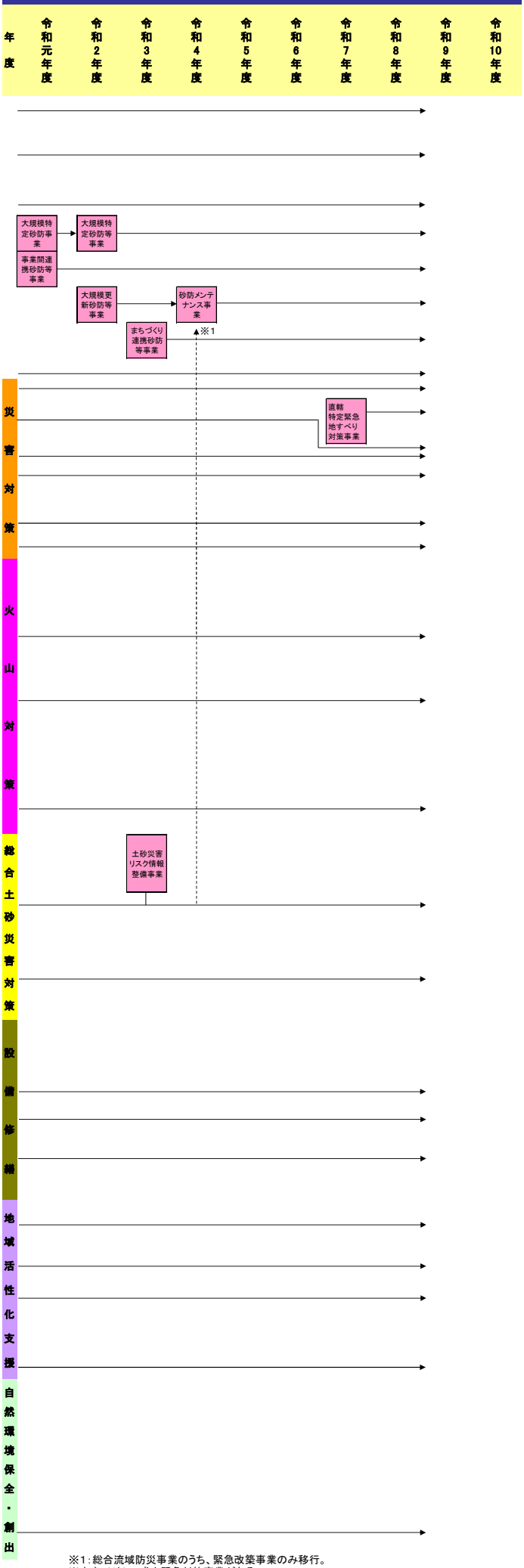

※1：総合流域防災事業のうち、緊急改築事業のみ移行。
※本表以外に、盛土緊急対策事業がある。

ダイナミックSABOプロジェクト

「大自然 × 砂防」を見て・学んで・体験する資源として活用することで
「防災啓発 × 地域活性化」に取り組んでいます

見る 学ぶ 体験する
砂防を活用した「防災啓発」「地域活性化」
ダイナミックSABOプロジェクト

全国の代表事例：17事例（令和8年3月時点）

①観光スポット「青い池」（北海道美瑛町）

②「インフラ・ジオツーリズム」プロジェクト
（北海道美瑛町、上富良野町）

③トッタベツラフティングツアー（北海道帯広市）

④ボルタリングウォール（秋田県仙北市）

⑤万内川砂防公園サマーフェスティバル
（新潟県妙高市）

⑦白山手取川ジオツアー（石川県白山市）

⑥立山カルデラ砂防体験学習会
（富山県富山市・立山町）

⑧おたりの砂防ダムツアー（長野県小谷村）

⑨飛騨の砂守ツアー（岐阜県飛騨市・高山市）

⑩しのぶ砂防堰堤（岐阜県高山市）

⑪有東木夢プロジェクト（静岡県静岡市）

⑫"日本最大級"地すべり対策インフラツーリズム
（大阪府柏原市）

⑬むろう地すべり見楽館・室生山上公園
芸術の森（奈良県宇陀市）

⑭仁淀ブルー（高知県仁淀川町）

⑮水無川流域防災ジオツアー
（長崎県島原半島（島原市、南島原市、雲仙市））

⑯くまもとサイエンスカフェ（熊本県）

⑰桜島有村観測坑道貯蔵焼酎実証実験
（鹿児島県鹿児島市）

ﾀﾞｲﾅﾐｯｸSABO
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄWeb

作成年月日：2026.3.9（国土交通省水管理・国土保全局 砂防部 ダイナミックSABOプロジェクト支援チーム事務局）

■土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

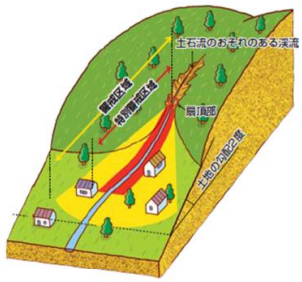

■急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象、がけ崩れともいう

■地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

土砂災害警戒区域

(土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域)

土砂災害警戒区域では…

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難を早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます【市町村等】

土砂災害ハザードマップ
の作成・配布
（茨城県鉾田市）

住民による土砂災害
ハザードマップ確認状況
（鹿児島県垂水市）

土砂災害特別警戒区域

(土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域)

土砂災害特別警戒区域では、さらに･･･

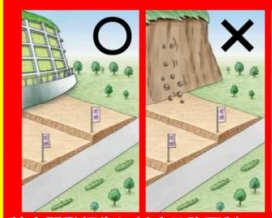

特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】

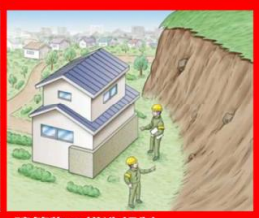

建築物の構造規制

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】

建築物の移転等の勧告

著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】